

2019年6月15日から

ドライバーが荷役作業や付帯業務を行った場合
「乗務記録」の記載対象となります

運転日報に、

- 待機時間
 - 積み下ろし作業(ユニック・重機・農機具等)を、自分で行ったか
 - ハウスの組立・解体時間
- と合わせて、下記の項目を記載してください

トラックドライバーの

長時間労働の是正と適正取引構築のために

国土交通省は2019年5月10日に貨物自動車運送事業輸送安全規則の改正を行い、トラック運転者の長時間労働是正のために、荷主との契約に定めのない荷役作業などを抑止することがねらいです。

○ 乗務記録の内容に、

「荷主の先での積荷の積み込み、積卸しや付帯作業の場所」

「荷役作業の内容及び開始・終了日時」

「荷主の確認の有無」などを追加しました。

○ 書かなければならない項目

- ・ 集荷地点等
- ・ 荷役作業(例)積み込み、取卸し
- ・ 付帯業務(例)荷造り、仕分、横持ち・縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業
- ・ 上記の記録内容について「荷主が確認をしたか」
- ・ あるいは「荷主の確認が得られなかった」場合はその旨を記載